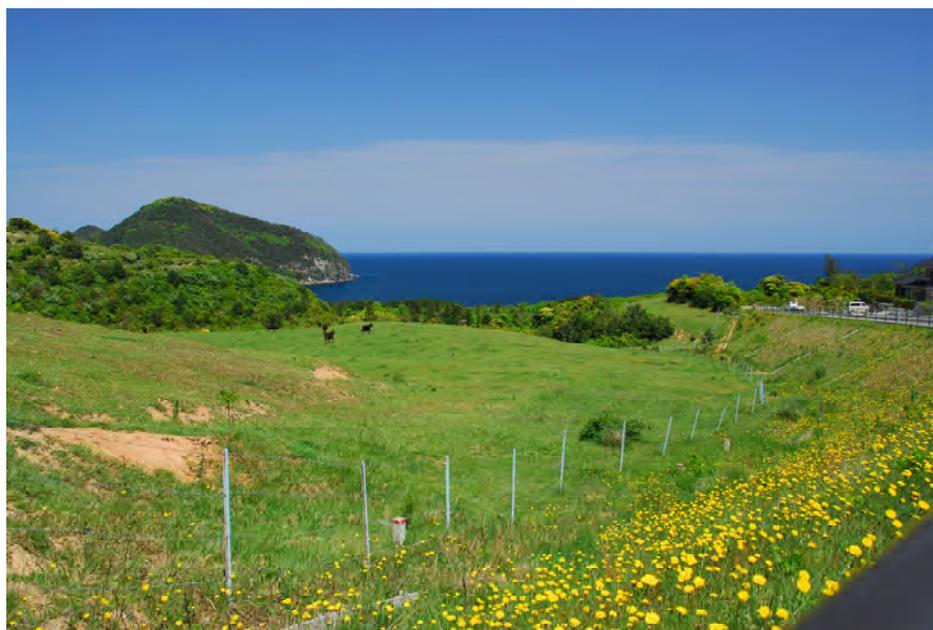


国土利用計画 隠岐の島町計画



平成23年3月策定



目 次

前 文

1 町土の利用に関する基本構想	
(1) 町土利用の基本方針	1
(2) 地域区分別の町土利用の基本方向	5
(3) 利用区分別の町土利用の基本方向	7
2 町土の利用区分ごとの規模の目標	9
3 計画を達成するために必要な措置の概要	
(1) 公共の福祉の優先	11
(2) 国土利用計画法等の適切な運用	11
(3) 地域整備施策の推進	11
(4) 町土の保全と安全性の確保	11
(5) 環境保全と美しい町土の形成	12
(6) 土地利用転換の適正化	13
(7) 土地の有効利用の促進	14
(8) 多様な主体による町土の管理	15
(9) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発	15
(10) 指標の活用	16

参考資料

1 計画策定の経緯	17
2 町土の利用区分の定義	18
3 計画における主要指標	19
4 利用区分ごとの町土利用の推移	20
5 国土利用計画（全国計画、島根県計画との対比）	21
6 利用区分別面積と関係指標の推移と目標	22
7 土地利用概略図	30
8 隠岐の島町土地対策条例	31
9 隠岐の島町土地対策審議会委員名簿	33

前文

この計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図るとともに、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを目的として、同法第8条の規定により、隠岐の島町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関し必要な事項を定めた計画（以下「隠岐の島町計画」という。）であり、町土の利用に関する行政上の指針となるものです。

策定に当たっては、同法第5条及び第7条の規定により、それぞれ定められた全国計画、島根県計画を基本とし、地方自治法第2条第4項に基づく隠岐の島町総合振興計画の基本構想（以下「基本構想」という。）に即するものとし、個別の土地利用については、本計画との整合性を図りつつ、各個別規制法（都市計画法、農地法、農振法、森林法、自然公園法等）の定めにより行われるものとし、

なお、隠岐の島町計画は、島根県計画の改定、本町の基本構想の改定、社会情勢に重大な変動が生じた場合などは、必要に応じて見直しを行うものとします。

1 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

基本理念

本町が位置する島後は、島根半島の北東約 80km の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島で面積は 242.95 km²です。島はほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山(607m)を中心に 500m 級の山々が連なり、これを源に発する八尾川、重栖川、中村川流域にそれぞれ平野が開けています。

島の周辺全域は、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海岸風景や急峻な山並み等が風光明媚な景観を醸し出しています。また島は、西郷港など天然の良港に恵まれ、周辺の海域は、北からのリマン海流と南からの対馬海流の影響を受け、国内有数の好漁場となっています。

本町に属する「竹島」は、本町の北西約 157 km に位置し、面積は 0.21 km²の小島ですが、周辺海域は排他的経済水域¹であり、大和堆や新隠岐堆が広がり良い漁場となっています。しかし、昭和 29 年に韓国が警備隊を常駐させてから竹島には近寄ることさえ出来ず、国土を不法に占拠され主権を侵害されているだけでなく、経済的にも漁業水域を侵され、国益を著しく損なっています。

地質学上は、隠岐諸島は朝鮮半島の白頭火山帯に属しており、近隣の北陸、山陰地域の地質とは異なり、地質学上、国内で最も古いとされる隠岐片麻岩をはじめ、アルカリ流紋岩、アルカリ玄武岩などで形成され、また島の沿岸部では柱状節理が随所に見られるなど、極めて特異な形状を形成しています。

また野生生物についても、離島という隔絶した環境にあることから、固有の分化を示すものも多く、全国的にも珍しい種属や品種が多く生息・生育しています。

このような特徴をふまえ、町土が将来にわたる町民のための限られた資源であることや生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮し、町土利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康

¹ 排他的経済水域...沿岸国が海洋及び海底下の生物・鉱物資源の探査・開発・保存・管理などに関して主権的権利を持つ水域のこと。1982年の国連海洋法条約で、その幅は200海里を超えてはならないとされている。

で文化的な生活環境の確保と、地域の特性を生かしたバランスのとれた活力あるまちを築いていくことを基本理念とします。

町土利用の総合的な方向性

今後の町土の利用は、町土利用をめぐる基本的条件の変化に配慮し、町土が限られた資源であることを前提に、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、町土の魅力を総合的に向上させるよう、その有効利用を図りつつ適切に維持管理しなければなりません。また、町土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの土地需要の調整や質的向上を一層推進し、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な町土管理」を行うことが重要となっています。

ア．社会情勢の変化と町土の有効活用

本町の人口（住民基本台帳による人口）は、平成16年10月1日の町村合併時に17,613人でしたが、合併後6年を経た平成22年10月1日現在には15,884人に減少しています。

今後人口減少と少子高齢化がさらに進むと見込まれ、地域の活力が著しく低下し、中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下につながるものが懸念されます。

経済諸活動においては、本町では、農業・漁業を中心に第一次産業を基幹産業として栄えてきましたが、高齢化の進行と後継者不足により、その比率は年々低下しています。第二次産業の牽引役である建設業は、近年の公共事業削減の影響を受けて、年々減少してきています。第三次産業は、全体の約70%を占め、年々増加傾向にありますが、高齢化社会の進展により医療・介護サービスの従事者が増えたことが主な要因となっています。

今後も厳しい経済状況が見込まれる中で、町の経済を活性化していくために、産業構造の転換や地域資源を最大限に活用した新たな産業創出などが求められています。

このような状況をふまえ、中心市街地については、低未利用地の有効利用を促進し、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な街並みの形成と再生を図る必要があります。

第一次産業の基盤である農用地や森林などの自然的土地利用については、食料等の安定供給と自給能力の向上を確保しつつ、地球温暖化防止、自然循環システムの維持、生物多様性²の確保等に配慮し、生産

² 生物多様性...すべての生物に違いがあることをいい、生態系、種、遺伝子の3つのレベルでの多様性が

活動とゆとりある人間環境の場として、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る必要があります。

また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地形成の傾向が弱まると見通されますが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮して、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

全体的に土地の需要動向は、減少傾向にあるものの、効率的利用の観点から引き続き町土の有効利用が図られるよう配慮する必要があります。

イ．町土利用の質的向上

本町では平成19年8月の集中豪雨で大きな災害に見舞われました。災害等から町民の生命と財産を守る取り組みはますます重要となっており、町土の安全性を総合的に高めていくため、災害に対する地域ごとの特性に配慮し、防災拠点など諸機能の適正な整備や配置、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペース³の確保、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ町土保全機能の向上等を図る必要があります。

また、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する住民志向が高まっている中で、本町の豊かな自然環境を守り、将来の世代へ引き継ぐ取り組みや、人間活動と自然とが調和した、循環と共生を重視し自然のシステムにかなった町土利用が重要になっています。人の営みや自然の営みによる空間的な広がりを総合的に高めていくため、ゆとりある住環境の形成、緑豊かな環境の確保等を図る必要があります。

一方で、本町は多くの優れた観光資源を有しており、古くから培われた歴史、文化、伝統、風土を生かした、個性豊かで魅力と活力に満ちた景観の保全・形成が重要となっています。

さらに、豊かな暮らしを支える町土の利便性向上を促進するため、幹線道路網の整備や、情報通信システムの充実を図り、総合的に町土の質を高めていく必要があります。

ある。平成20年6月に生物多様性基本法が施行され、国、地方公共団体は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされた。

³ オープンスペース…公園、道路、河川、立ち入り可能な空き地等。

ウ．町土地利用の総合的マネジメント

住民の価値観やライフスタイル⁴の多様化などの中で、地域では土地利用を身近な生活空間として認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものにとらえて快適性や安全性を考えるなど横断的な土地利用の傾向が見られます。このような土地利用の相関性や多様な主体のかかわりの増大等をふまえ、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、総合的にとらえていくことの重要性が高まっています。

また、町土地利用の諸問題については、地域の主体的な取組を促進し、総合的な観点で町土地利用の基本的な考え方について合意形成を図る必要があります。あわせて慎重な土地利用の転換、土地の有効利用、適切な維持管理、再利用といった一連のプロセス⁵を管理する視点や、町土地利用の質的向上などの視点もふまえ、地域の実情に即して町土地利用の諸問題に取り組むことが重要となっています。

特に、高齢化・過疎化が著しい地域では、耕作放棄地や荒廃した森林も増加し、集落機能の衰退も懸念されており、地域の危機的な現状を認識し、農産物・林産物の供給に加え、町土保全機能など、集落が果たしてきた多面的機能の維持・発展を図る必要があります。

これらの状況に適切に対応するため、町土の利用は、地域ごとの柔軟かつ能動的な対応のもと、次世代へ向けて総合的な観点からマネジメント⁶を行っていくことが期待されています。

エ．多様な主体による町土管理

町土利用をめぐる課題への対処にあたっては、土地利用の高度化、農用地及び森林の有効利用、低未利用地の利用促進を図ることが重要となっています。

また、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性をふまえた上で、町土の有効かつ適切な利用に配慮する必要があります。

さらに、国・県・町による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理等直接的町土管理への参加や、地元農産品の購入等間接的な町土管理につながる取組などにより、町民一人ひとりが町土管理の一翼

⁴ ライフスタイル...消費者の生活態度、生活様式のこと。

⁵ プロセス...仕事を進める方法。手順、過程のこと。

⁶ マネジメント...経営などの管理をすること。

を担う動きを促進していく必要があります。

(2) 地域区分別の町土地利用の基本方向

地域区分は、市街地及びその周辺地域で形成されている「街感地域」、その他の集落で形成されている「草感・森感・海感地域」、豊かな自然環境を有する「自然環境保全地域」の3つの地域イメージとしてとらえ、本町全域の調和を図るとともに、各地域の特性を生かし、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを双方向的に考慮することとします。

街感地域

人口減少、少子高齢化の進展の中で、市街化形成の傾向は全体として弱まることが見通されます。これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい地域形成の好機ととらえ、省CO₂型⁷の地域構造も視野に入れた安全かつ健全な地域づくりを進めるとともに、経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっています。

西郷港埠頭周辺地区は、島のエントランスゾーン⁸としての整備が必要であるとともに、その周辺地区は広域文化拠点としての機能の集積や利便性の確保を推進し土地利用の高度化を図るとともに、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させます。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した町土地利用への誘導を促進し、オープンスペースの確保や上下水道、交通等のライフライン⁹の維持・強化により町土の安全性を高め、災害に強い地域構造の形成を図ります。

あわせて既存住宅の有効活用、ユニバーサルデザイン¹⁰の導入等により、中心市街地の居住環境の改善や再開発を促進し、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に努めます。

さらに自然環境への負荷が少ない地域づくりを推進し、美しく自然にやさしい地域の形成を図ります。

草感・森感・海感地域

第一次産業を主体とした経済活動が営まれている地域は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等町民共

⁷ 省CO₂型...生活や産業を営む上で排出される二酸化炭素の量を抑えること。

⁸ エントランスゾーン...入口、玄関口に広がる空間、スペースのこと。

⁹ ライフライン...生活に不可欠な電気、ガス、水道、通信、輸送などのこと。

¹⁰ ユニバーサルデザイン...健常者・障害者の区別なく、全ての人に等しい量と質の生活を保障するために、都市・交通・住宅・日常用具などの広い範囲にわたって、その設計当初から意識的にデザインに組み込むという考え方をいう。

有の財産であるという認識のもと、地域特性をふまえた良好な生活環境を整備する必要があります。また、多様なニーズに対応した地域産業の振興や、地域に適合した諸産業の導入等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築くことが求められています。

町の基幹産業である農林水産業の振興のため、優良農用地、森林の保全と、漁港機能の整備等の生産基盤の改善を図ります。あわせて、観光と農林水産業の連携を推進し、離島の持つ自然的、社会的特性と町民のニーズに配慮しながら、総合的な土地利用に努めます。

また、良好な景観や生態系の維持・形成を図るとともに、街感地域との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を推進します。

特に農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、交通網や情報ネットワーク等の社会基盤の整備を図る等の生産条件の不利を補正するとともに、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化に向けた土地利用を図ります。

郊外を中心とした農地と宅地、商業地等が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と地域住民の生活環境や商業活動が調和するよう、実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

自然環境保全地域

高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、町土のエコロジカル・ネットワーク¹¹形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間を確保しつつ、自然環境が損なわれている場合は再生すること等により適正に保全します。

また、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用や、地域の特性（資源）を最大限に活かした離島観光を促進するとともに、世界ジオパーク¹²の認定やラムサール条約¹³の登録など、島独自の地質遺産や自然生態系を活かした取組みに配慮した町土利用を図ります。

¹¹ エコロジカル・ネットワーク...分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物の多種多様性の保全を図るうとする構想、実践のこと。

¹² 世界ジオパーク...2004年にユネスコの支援の下設立された世界ジオパークネットワーク(Global Geoparks Network: GGN)が認定したジオパーク。ジオパークとは、科学的に見て特別に貴重で美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園をいう。

¹³ ラムサール条約...湿原の保存に関する国際条約で、水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地(湿原・湖・海域など)の生態系を守る目的で1971年2月2日に制定され、1975年に発効した。

(3) 利用区分別の町土利用の基本方向

農用地

農用地は、農業生産活動の場であると同時に、洪水、土壌浸食の防止などの町土保全機能に加えて、緑地、郷土的景観などの要素を有しており、重要な公益的役割を担っています。

本町では比較的小規模な農地が多く、農業従事者の高齢化、後継者不足による農業経営環境の悪化などにより農業全般が衰退傾向にあり、このまま推移すれば耕作放棄や遊休農地化につながります。農用地においては、農業経営の安定と公益的機能の維持増進をめざし、人材育成を含めた地域営農システムの展開や環境保全など多面的利用による遊休荒地の発生防止に努め、農地の保全と有効利用を図ります。

森林

森林は、林業生産活動の場であると同時に、地球環境保全、町土保全、水源かん養などの機能に加えて、保養、観光・レクリエーション、野生動物植物生息地などの要素を有し、多様な公益的役割を担っています。

適正な森林の維持管理と治山対策の実施により、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう環境保全に努めます。

また里山の荒廃を防ぎつつ、森林の有する豊かな資源を活用し、竹林、雑木などを活用した木質バイオマス¹⁴等の有効利用を促進します。

道路

道路は、産業、生活基盤整備の観点から、立地、役割、利用状況などに配慮した道路網を計画、整備し、安全で円滑な交通体系の確立を図ります。また、自転車、歩行者、車輛の安全な通行を確保するため、バリアフリー¹⁵化等ユニバーサルデザインを推進します。

宅地

住宅地は、世帯数の変動に伴う量的需要とともに、高齢化の進行や価値観の多様化など、社会経済情勢の変化に伴う質的需要に適切に対応し、ゆとりある良好な居住環境が形成を図ります。

また、風水害等災害時の被災対策にも十分留意し、低未利用地の有効

¹⁴ 木質バイオマス...木材など太陽エネルギーを蓄えた様々な植物系の生体のこと。樹木の伐採などで発生した枝、葉の林地残材や、製材所等で発生する樹皮やのこ屑などを、石油などの化石燃料の代替エネルギーとして用いることにより二酸化炭素発生量を減らすことができるとされている。

¹⁵ バリアフリー...障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうとする考え方。道路や床の段差をなくしたり階段のかわりにゆるやかな坂道（スロープ）を作ることなどがその例である。

活用やオープンスペースの確保など、安全性の向上に努めます。

事務所用地や商業用地などその他の宅地については、商業の活性化並びに周辺環境との調和に十分配慮し、適切な規模の確保を図ります。従来からの中心市街地については、既存の商業・業務施設や観光・レクリエーション資源等を生かし、低未利用地の有効活用や土地利用転換を図り、魅力と活力に満ちたまちづくりに努めます。

その他

文教施設、公園・緑地、交通施設、福祉施設などの公用・公共用施設の用地は、町民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して必要な用地の確保を図ります。

レクリエーション用地については、町民の価値観の多様化や観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して計画的な整備と有効利用を進めます。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用が見込まれることから、自然的・地域的・経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域の一体性に配慮しつつ長期的視点に立った総合的利用を図ります。

沿岸域を中心とした国立公園区域内、天然記念物、文化財等、保存を要する資源が存在する地域については、その資源を活かしつつ保存に十分配慮し、必要に応じて周辺地区を含めた保存のための土地利用を優先するとともに、多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策等により、町土の保全と安全性の向上に努めます。

また、竹島とその周辺海域は、韓国の不法占拠が50年以上にわたって続き、漁業権など我が国の主権が行使できない状況となっているため、問題の平和的解決と領土権の早期確立に向けた取り組みを推進します。

2 町土の利用区分ごとの規模の目標

(1) 基準年次と目標年次

計画の推進にあたり、上位計画である国土利用計画島根県計画との整合性を図る必要があるため、目標年次を平成29年とし、基準年次は平成16年とします。

(2) 目標年次における人口及び世帯数

本町の将来人口は、少子高齢化の進行や若年層の島外・県外への流出などのために、平成29年には13,849人と見込まれ、高齢化率も39%になると推測されます。

世帯数は人口の推移とは異なり、核家族化などの要因による増加傾向にありましたが、今後は高齢化社会の進展によりほぼ横ばいのなだらかな推移が見込まれます。

(3) 利用区分

町土の利用区分は、「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」、「その他」の地目別区分とします。

(4) 規模の目標の設定方法

町土の利用区分ごとの規模の目標は、過去の推移と現状の実態を把握するとともに、基本構想や人口推計などの将来的な見通しを勘案し、利用区分別に必要な土地の面積を推計します。

(5) 目標年次の利用区分別面積

町土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりとします。なお、数値については、今後の社会情勢の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべきものとします。

表 町土の利用区分ごとの規模の目標

(単位:ha、%)

地 目	平成16年	平成29年	構 成 比	
			16年	29年
農用地	1,385	1,433	5.7	5.9
農 地	1,175	1,175	4.8	4.8
採草放牧地	209	257	0.9	1.1
森 林	21,592	21,412	88.9	88.1
原 野	69	72	0.3	0.3
水面・河川・水路	113	122	0.5	0.5
道 路	408	445	1.7	1.8
宅 地	350	363	1.4	1.5
住宅地	250	255	1.0	1.0
その他の宅地	100	108	0.4	0.4
そ の 他	380	448	1.6	1.8
合 計	24,297	24,295	100.0	100.0

3. 計画を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

町土の永続性、有限性、基盤性を基本的な認識として、公共の福祉を優先させるとともに、自然的、社会的条件など、地域の特性に応じた適正な土地利用が図られるよう各種の規制、誘導措置等を通じた総合的な対策を推進します。

(2) 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法、これに基づく国土利用計画島根県計画、島根県土地利用基本計画をはじめ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、文化財保護法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律などの土地利用関連法規や上位・関連諸計画、ふるさと島根の景観づくり条例、各種指導要綱などの適切な運用により、土地利用の総合的かつ計画的な調整を図り、適正な土地利用の確保と地価の安定に努めます。

(3) 地域整備施策の推進

隠岐の島町総合振興計画における基本構想の実現に向けて、地域に関わる人々の意向、要望を踏まえながら実情と特性を生かした地域整備施策を推進し、本町の均衡ある発展に努めるとともに、町土の有効利用を図ります。

森林や農用地などを主体とする地域は、町土の保全、復元に努め、第1次産業の活性化につながる多機能化、多面化を推進し、必要に応じて計画的な土地利用転換を図ります。

また、観光地であることにも配慮し、日常生活や産業活動を支える社会基盤の整備や生活環境の改善などに努めます。

(4) 町土の保全と安全性の確保

町土の保全と安全性を確保するため、治山・治水事業の推進や地域特性に応じた適正な管理に努め、森林等の有する水源かん養機能¹⁶などを拡充、強化し、山地災害や水害に対する防災・安全対策の推進を図ります。

¹⁶ 水源かん養機能…健全な森林生態系の存在により豪雨時における河川の増水量（直接流出量）を軽減させるとともに、無降雨時の低水量（基底流量）を安定的に供給する作用、河川流量の平準化をいう。

大規模災害時における近隣家屋への延焼防止などの災害対策に留意するとともに、公園・広場等、オープンスペースや避難路の確保など、誰もが安心して暮らせる良好な住環境の創出をめざし、適正かつ計画的な土地利用を推進します。

地震や豪雨などによる斜面地の崩壊、土砂災害等が生ずる可能性の高い地域については、土砂災害警戒区域等の指定などにより、適正な町土利用への誘導を図るとともに、砂防施設の整備や法面对策の強化などによる安全性の向上を図ります。

(5) 環境保全と美しい町土の形成

地球温暖化対策を加速し低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全等を推進するため、効率的なエネルギー利用、太陽光・バイオマス等の新エネルギー¹⁷の面的導入などに取り組み、環境負荷の小さな地域の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図ります。

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に配慮した土地利用を推進します。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

生活環境の保全を図るため、緑地の整備、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図ります。また、住居系、商業系、工業系等用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

農用地や森林の適切な維持管理、環境用水の確保、下水道の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図ります。

高い価値を有する原生的な自然や野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。二次的な自然については、適切な農林漁業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然環境が損なわれている地域については、自然の再生・創出により質的向上、量的確保を図ります。いず

¹⁷ 新エネルギー…自然の力を利用したり、今まで使われずに捨てられていたエネルギーを有効に使ったりする地球にやさしいエネルギーのこと。技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいう。

れの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮します。

安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取り組みの推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂の採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図ります。

歴史的・文化的風土の保存・継承していくため、文化財の保護等を図ります。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、街感地域においては、美しく良好なまちなみの形成、草感・森感・海感地域においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討を行うことにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図ります。

(6) 土地利用転換の適正化

土地利用転換の基本方針

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地の利用状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とします。

森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

農用地の利用転換

農用地の利用転換を行う場合には、農業経営の安定と地域農業に与える影響に留意し、適切な調整を図るとともに、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。

大規模な土地利用転換

大規模な土地利用転換については、改変、造成等の周辺地域に及ぼす

影響が大きく広範囲にわたることから、事前に関連計画等との整合を図り、環境の保全等に配慮した土地利用の確保を図ります。

混在地における土地利用転換

農山漁村地域を中心とした混住化地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止し、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用規制の観点から無秩序な施設立地等の問題がある場合は、制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(7) 土地の有効利用の促進

農用地

農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図ります。

また、利用度の低い農用地について、不作付地の解消、裏作作付けの積極的拡大等有効利用を図るために必要な措置を講じます。

森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を通じて適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育やレクリエーション利用の場として総合的な利用を図ります。

水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水・利水機能の発揮に留意しつつ、多様な野生生物の生息・生育環境の保全に配慮しながら、誰もが安全に水辺の自然環境とふれあえる親水機能の確保に努めます。

道路

道路は、国道485号等の各種産業活動を支える広域幹線道路等と、地域に関わる人々の日常的な生活を支える生活道路とによる効果的な交通体系の確立をめざします。

宅地

住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、地域に暮らす人々の生活習慣等の変化や多様化に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。加えて、既存住宅の有効活用やユニバーサルデザイン

の導入により良好な居住環境を創出、維持し、持続的な利用を図ります。

事務所用地、商業用地など、その他の宅地は、中心市街地や幹線道路沿道部などの立地特性に応じた周辺環境、景観との調和に留意し、低未利用地の有効活用や高度利用を推進します。

その他

低未利用地のうち、耕作放棄地については、町土の有効利用並びに町土及び環境保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を促進するとともに、地域の実情に応じた土地の有効利用を推進します。

また、宅地・商業地化が進んでいる郊外においては、農用地の状況、定住人口の拡大、産業の振興等に与える影響を総合的に考慮し、周辺住民の意向を十分に尊重しつつ、必要に応じて土地利用の転換を図ります。

(8) 多様な主体による町土の管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして町土の管理に参加することにより、町土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など、適切な町土の利用に資する効果が期待できます。このため、国や県・町による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄附など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により町土の適切な管理に参画していく取組を推進します。

(9) 町土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

町土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査等町土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

また、高齢化の進展等により森林や農地等において境界や所有者が不明になる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進します。

さらに、町民による町土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

(10) 指標の活用

持続可能な町土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図ります。また、今後の町土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて計画の総合的な点検を行います。

参 考 资 料

1 計画策定の経緯

平成22年5月21日	第1回ワーキンググループ会議
平成22年6月 7日	第2回ワーキンググループ会議
平成22年6月28日	第3回ワーキンググループ会議
平成22年7月 8日	第4回ワーキンググループ会議
平成23年2月 7日	パブリックコメント（～平成23年2月21日まで）
平成23年2月14日	第1回隠岐の島町土地対策審議会
平成23年2月23日	第2回隠岐の島町土地対策審議会
平成23年 3月17日	隠岐の島町議会議決

2 町土の利用区分の定義

利用区分	定 義	把 握 方 法
農 用 地	農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計面積です。	
	農地 耕作の目的に供される土地であって、畦畔を含みます。	固定資産税概要調書
採草放牧地	農地以外の土地で、主として耕作または養畜の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるものです。	町農林水産課資料 (農業振興地域整備計画)
森 林	林道を除く国有林と民有林の合計面積です。	固定資産税概要調書から放牧林地を除いた面積です。
原 野	林野のうち、森林でない草生地です。	固定資産税概要調書
水面・河川・水路 水面、河川及び水路の合計面積です。		
水 面	湖沼(天然湖沼及び人造湖)及びため池の満水時の水面の面積です。	固定資産税概要調書、地籍調査
河 川	河川法第4条に定める一級河川及び同法第5条に定める二級河川、同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域です。	固定資産税概要調書、地籍調査
水 路	農業用排水路の面積です。	固定資産税概要調書、地籍調査
道 路 一般道路、農道及び林道の合計面積です。構造的には、車道部(車道、中央帯、路肩)、歩道部、自転車道部及び法面などを含みます。私道、道路運送法第2条第8項の自動車道及び港湾道路は除きます。		
一 般 道 路	道路法第2条第1項に定める道路です。一般道路と林道が併用している併用林道は、一般道路の面積に含めます。	道路等の現況調書
農 道	農地面積に一定率を乗じたほ場内農道及び市町村農道台帳の農道延長に一定幅員を乗じたほ場外農道の面積です。	農道台帳
林 道	国有林林道と民有林林道との合計面積です。	林道台帳
宅 地 建物の敷地及び建物の維持または効用を果すために必要な土地です。		
住 宅 地	『固定資産の価格等の概要調書』による評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、県営住宅用地、町営住宅用地及び公務員住宅用地を加えた面積です。	固定資産税概要調書
そ の 他 の 宅 地	住宅地に該当しない宅地で事務所・店舗用地、工業用地、公共用建物用地、官公署用地などです。	固定資産税概要調書
そ の 他	町土の面積から農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路及び宅地の各面積を除いた面積で、公園・緑地・広場等の公共空地などです。	

3. 計画における主要指標

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成29年	
人 口	総人口(人)	19,090	18,367	18,045	16,904	13,849	
	年 齢 階 層 別	年少人口 (0～14歳)	3,630	3,082	2,615	2,194	1,689
		生産年齢人口 (15～64歳)	11,361	10,647	10,308	9,434	6,747
		老年人口 (65歳以上)	4,099	4,638	5,122	5,276	5,413
	人口密度(人/km ²)		78.58	75.60	74.27	69.58	57.00
	世 帯	世帯数	6,633	6,755	6,968	6,784	4,648
1世帯当たり人員		2.88	2.72	2.59	2.49	2.98	
就 業 構 造	就業者		9,188	9,051	8,780	8,264	-
	産 業 別	第1次産業	2,188	1,767	1,155	1,119	-
		第2次産業	1,953	1,952	2,003	1,617	-
		第3次産業	5,047	5,332	5,619	5,477	-

国勢調査数値に基づく。(平成29年は推計)

4. 利用区分ごとの町土利用の推移

(単位:面積 = ha, 構成比 = %)

利用区分	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成29年	
	面積	構成比												
1. 農用地	1,385	5.7	1,457	6.0	1,445	5.9	1,435	5.9	1,430	5.9	1,435	5.9	1,433	5.9
農地	1,175	4.8	1,248	5.1	1,236	5.1	1,212	5.0	1,207	5.0	1,202	4.9	1,175	4.8
採草放牧地	209	0.9	209	0.9	209	0.9	223	0.9	223	0.9	233	1.0	257	1.1
2. 森林	21,592	88.9	21,507	88.5	21,492	88.5	21,454	88.3	21,441	88.2	21,427	88.2	21,412	88.1
3. 原野	69	0.3	69	0.3	75	0.3	72	0.3	73	0.3	73	0.3	72	0.3
4. 水面・河川・水路	113	0.5	115	0.5	117	0.5	118	0.5	119	0.5	122	0.5	122	0.5
5. 道路	408	1.7	411	1.7	416	1.7	421	1.7	424	1.7	427	1.8	445	1.8
一般道路	340	1.4	342	1.4	347	1.4	352	1.4	354	1.5	357	1.5	374	1.5
農道	18	0.1	19	0.1	20	0.1	20	0.1	20	0.1	20	0.1	20	0.1
林道	50	0.2	49	0.2	49	0.2	50	0.2	50	0.2	50	0.2	50	0.2
6. 宅地	350	1.4	360	1.5	361	1.5	361	1.5	362	1.5	363	1.5	363	1.5
住宅地	250	1.0	251	1.0	254	1.0	254	1.0	254	1.0	255	1.0	255	1.0
その他の宅地	100	0.4	109	0.4	108	0.4	107	0.4	108	0.4	108	0.4	108	0.4
7. その他	380	1.6	378	1.6	391	1.6	435	1.8	448	1.8	448	1.8	448	1.8
合 計	24,297	100.0	24,297	100.0	24,297	100.0	24,297	100.0	24,297	100.0	24,295	100.0	24,295	100.0

5 国土利用計画(全国計画、島根県計画)との対比

単位: 隠岐の島町、島根県 ha. % 全国 万ha. %

	隠岐の島町				島根県				全国計画				
	伸び率		構成比		伸び率		構成比		伸び率		構成比		
	平成16年	平成29年	平成16年	平成29年	29/16	平成16年	平成29年	29/16	平成16年	平成29年	29/16	平成16年	平成29年
農用地	1,385	1,433	103.5	5.9	40,600	37,400	92.1	6.1	480	458	95.4	12.7	12.1
農地	1,175	1,175	100.0	4.8	39,800	36,500	91.7	5.9	471	450	95.5	12.5	11.9
採草放牧地	209	257	123.0	0.9	800	900	112.5	0.1	8	8	100.0	0.2	0.2
森林	21,592	21,412	99.2	88.9	527,700	525,200	99.5	78.7	2,510	2,510	100.0	66.4	66.4
原野	69	72	103.7	0.3	1,500	1,300	86.7	0.2	28	27	96.4	0.7	0.7
水面・河川・水路	113	122	107.8	0.5	31,000	31,300	101.0	4.6	133	135	101.5	3.5	3.6
道路	408	445	109.0	1.7	17,100	19,200	112.3	2.5	132	139	105.3	3.5	3.7
宅地	350	363	103.7	1.4	15,600	17,300	110.9	2.3	184	192	104.3	4.9	5.1
住宅地	250	255	102.0	1.0	9,900	11,200	113.1	1.5	111	114	102.7	2.9	3.0
その他の宅地	100	108	107.8	0.4	5,700	6,100	107.0	0.8	73	78	106.8	1.9	2.1
その他	380	448	118.0	1.6	37,300	39,100	104.8	5.6	312	318	101.9	8.3	8.4
合計	24,297	24,295	100.0	100.0	670,800	670,800	100.0	100.0	3,779	3,780	100.0	100.0	100.0

6 利用区分別面積と関係指標の推移と目標

(1) 農用地

	農用地面積			人口 人	農業就業 人口 人	人口1人当 たり農用地 面積 m ² /人	隠岐の島町		島根県	
	農地	採草放牧地	計				農業就業 人口1人当 たり農用地 面積 m ² /人	人口1人当 たり農用地 面積 m ² /人		
	ha	ha	ha							
平成 16	1,175	209	1,385	17,432	-	794	-	542	9,022	
17	1,248	209	1,457	16,904	566	862	25,745	-	-	
18	1,236	209	1,445	16,622	-	869	-	-	-	
19	1,212	223	1,435	16,266	-	882	-	-	-	
20	1,207	223	1,430	15,993	-	894	-	-	-	
21	1,202	233	1,435	15,691	-	915	-	-	-	
29	1,175	257	1,433	13,849	-	1,034	-	553	-	

(2) 森林

隠岐の島町						島根県	
年	森林面積 ha	町土面積 ha	人口 人	町土面積 に占める 森林の割 合 %	人口1人当 たり森林面 積 m ² /人	県土面積 に占める 森林の割 合 %	人口1人当 たり森林面 積 m ² /人
平成 16 年	21,592	24,297	17,432	88.9	12,386	78.7	7,044
17	21,507	24,297	16,904	88.5	12,723	-	-
18	21,492	24,297	16,622	88.5	12,930	-	-
19	21,454	24,297	16,266	88.3	13,189	-	-
20	21,441	24,297	15,993	88.2	13,406	-	-
21	21,427	24,295	15,691	88.2	13,655	-	-
29	21,412	24,295	13,849	88.1	15,461	78.3	7,781

(3) 水面・河川・水路

		隠岐の島町				島根県	
	水面・河川・水路面積 ha	町土面積 ha	人口 人	町土面積に占める水面等の割合 %	人口1人当たり水面等面積 m ² /人	県土面積に占める水面等の割合 %	人口1人当たり水面等面積 m ² /人
平成 16 年	113	24,297	17,432	0.5	65	4.6	414
17	115	24,297	16,904	0.5	68	-	-
18	117	24,297	16,622	0.5	70	-	-
19	118	24,297	16,266	0.5	73	-	-
20	119	24,297	15,993	0.5	75	-	-
21	122	24,295	15,691	0.5	78	-	-
29	122	24,295	13,849	0.5	88	4.7	462

(5) 宅地（住宅地・その他の宅地）

	宅地面積			町土面積	人口	町土面積に占める宅地の割合 %	人口1人当たり宅地面積 m ² /人
	住宅地		計				
	住宅地	その他宅地					
平成 16 年	250	100	350	24,297	17,432	2.3	208
17	251	109	360	24,297	16,904	-	-
18	254	108	361	24,297	16,622	-	-
19	254	107	361	24,297	16,266	-	-
20	254	108	362	24,297	15,993	-	-
21	255	108	363	24,295	15,691	-	-
29	255	108	363	24,295	13,849	2.6	256

島根県

	宅地面積			町土面積	人口	町土面積に占める宅地の割合 %	人口1人当たり宅地面積 m ² /人
	住宅地		計				
	住宅地	その他宅地					
平成 16 年	250	100	350	24,297	17,432	2.3	208
17	251	109	360	24,297	16,904	-	-
18	254	108	361	24,297	16,622	-	-
19	254	107	361	24,297	16,266	-	-
20	254	108	362	24,297	15,993	-	-
21	255	108	363	24,295	15,691	-	-
29	255	108	363	24,295	13,849	2.6	256

(5) 宅地
住宅地

		隠岐の島町					島根県		
年	住宅地 面積	町土面積	人口	一般世帯 数	町土面積に 占める住宅 地の割合 %	人口1人当 たり住宅地 面積 m ² /人	1世帯当 たり住宅地 面積 m ² /世帯	人口1人当 たり住宅地 面積 m ² /人	1世帯当 たり住宅地 面積 m ² /世帯
平成 16年	250	24,297	17,432	-	1.0	143	-	132	-
17	251	24,297	16,904	6,784	1.0	149	370	-	-
18	254	24,297	16,622	-	1.0	153	-	-	-
19	254	24,297	16,266	-	1.0	156	-	-	-
20	254	24,297	15,993	-	1.0	159	-	-	-
21	255	24,295	15,691	-	1.0	162	-	-	-
29	255	24,295	13,849	4,648	1.0	184	548	167	-

(5) 宅地 その他の宅地		隠岐の島町				島根県	
		その他の宅地面積	町土面積	人口	町土面積に占めるその他の宅地の割合 %	人口1人当たりの宅地面積 m^2 / 人	県土面積に占めるその他の宅地の割合 %
平成 16 年	100	24,297	17,432	0.4	57	0.8	76
17	109	24,297	16,904	0.4	64	-	-
18	108	24,297	16,622	0.4	65	-	-
19	107	24,297	16,266	0.4	66	-	-
20	108	24,297	15,993	0.4	68	-	-
21	108	24,295	15,691	0.4	69	-	-
29	108	24,295	13,849	0.4	78	0.8	90

(6) その他

		隠岐の島町				島根県	
	その他の 土地面積	町土面積	人口	町土面積に 占めるその 他の土地の 割合 %	人口1人当 たりその他 の土地面 積 m ² /人	県土面積に 占めるその 他の土地の 割合 %	人口1人当 たりその他 の土地面 積 m ² /人
平成 16 年	380	24,297	17,432	1.6	218	5.6	498
17	378	24,297	16,904	1.6	224	-	-
18	391	24,297	16,622	1.6	235	-	-
19	435	24,297	16,266	1.8	268	-	-
20	448	24,297	15,993	1.8	280	-	-
21	448	24,295	15,691	1.8	286	-	-
29	448	24,295	13,849	1.8	324	5.9	582

8. 隠岐の島町土地対策条例

平成18年3月27日

条例第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、隠岐の島町の土地利用計画について関係法令に定めるもののほか、国及び県の施策と相まってその対策を総合的に推進し、生産の向上とともに災害の防止、自然の保護、環境の保全等を図り、秩序ある開発整備を行い、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本構想)

第2条 町長は、前条の目的を達するために、土地の利用及び開発に係る総合計画に関する基本構想を定めなければならない。

第2章 土地利用及び開発計画

(計画)

第3条 町長は、隠岐の島町土地対策審議会の意見を聴いて、土地の利用及び開発の総合計画(以下「土地利用等の計画」という。)を樹立しなければならない。

2 土地利用等の計画は、これを告示しなければならない。

(行政体制)

第4条 町長は、土地利用等の計画を促進するため、町職員をもって隠岐の島町土地利用開発調整連絡会議を設置し、行政体制の強化を図るものとする。

(計画の変更)

第5条 町長は、土地利用等の計画について必要があると認めるときは変更し、速やかにこれを告示しなければならない。

(行為の届出)

第6条 隠岐の島町内において、次の各号に定める行為をしようとするものは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(1) 1,000平方メートルを超える宅地を造成するとき。

(2) 上記以外の目的で1,000平方メートルを超える土地の原形を変更するとき。

2 非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、前項の規定にかかわらず、事実発生後速やかに届け出るものとする。

(助言又は指導)

第7条 町長は、前条の規定によって届け出られた内容が、町の開発計画を阻害し、又は災害発生の助長その他環境破壊によって著しく公共に損害を与え、地域住民の生活を脅かすおそれがあると認められるときは、助言又は指導をすることができる。

(国等に関する特例)

第8条 国又は地方公共団体(町長が定める公団等を含む。以下「国等」という。)の行為については、第6条の規定による届出は、必要としない。この場合において、国等においてその行為をしようとするときは、あらかじめ町長に通知しなければならない。

2 町長は、前項の通知があった場合、町の施策遂行上必要があると認めるときは、当該国等に協議を求めるものとする。

第3章 土地対策審議会

(審議会)

第9条 土地利用等の計画策定のため、隠岐の島町土地対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第10条 審議会は、町長の諮問に応じ、土地利用等の計画について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第11条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 隠岐の島町都市計画審議会委員 2人
- (2) 隠岐の島町農業委員会委員 2人
- (3) 識見を有する者 2人
- (4) 関係行政機関の職員 2人
- (5) その他町長が必要と認める者 2人

(任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第13条 審議会に会長を置く。会長は、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第15条 審議会委員に報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、隠岐の島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年隠岐の島町条例第44号)の定めるところによる。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(運営)

第17条 審議会の運営について必要な事項は、審議会が定める。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(西郷町土地対策条例及び都万村土地対策審議会条例の廃止)

2 西郷町土地対策条例(昭和47年西郷町条例第12号)及び都万村土地対策審議会条例(平成3年都万村条例第16号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例が施行されたとき、現に第6条の規定による届出の義務を生ずる行為を行っているものは、施行の日から30日以内に届出をしなければならない。

4 この条例の施行日前に届出のあった西郷町土地対策条例第6条第1項の規定による届出は、この条例の規定による届出とみなす。

9. 隠岐の島町土地対策審議会委員名簿

委員区分	所 属	氏 名	摘 要
第3号委員	隠岐島後森林組合	田中 一隆	会長
第1号委員	隠岐の島町都市計画審議会	吉田 雅紀	
第1号委員	隠岐の島町都市計画審議会	佐々木 賢治	
第2号委員	隠岐の島町農業委員会	齋藤 博	
第2号委員	隠岐の島町農業委員会	八幡 晃二	
第3号委員	隠岐の島町商工会	藤野 朗	
第4号委員	島根県隠岐支庁農林局総合振興スタッフ	山本 朗	
第4号委員	島根県隠岐支庁県土整備局管理グループ	吉田 正	
第5号委員		藤田 千鶴	
第5号委員		吉田 十二	